

農産物等首都圏等魅力発信業務委託
仕様書

1 業務目的

本業務は、首都圏等の県外の消費者へ、生産者の取組みや農産物等の魅力を広く発信するとともに、継続的な販路を創出し、郡山市産農産物等の販売促進を図ることを目的とする。

本市では、令和7年度までに「こおりやまの農と食 フロンティアファーマーズ WEB サイト (<https://frontier-farmers.com>)」を制作し、生産者及び農産物等の魅力やそのストーリーを発信することで、購入意欲向上や販売促進を図ってきたところである。

郡山市産農産物等の更なる認知拡大及び販売促進を図るため、福島県外（主に首都圏）に居住する消費者をメインターゲットとし、加えてターゲット層の中でも特に食や料理に関心の高い消費者を多く会員や閲覧者とする WEB 媒体を利用することで、より多くの消費者に向けて、生産者の取組みや農産物等の魅力発信を図る。

なお、本業務は、風評払しょくを狙いとした福島県外の住民に対する情報発信やイベント開催等の支援を目的とした福島県福島再生加速化交付金を活用し、実施するものである。

2 業務内容

以下の内容について、実施すること。

なお、全ての項目において、本業務の目的を踏まえ、その他必要な項目を検討し、企画提案すること。

(1) WEB 媒体による郡山市産農産物等の販売

産直ECサイト内で郡山市産農産物等の認知度向上及び購入のきっかけとなる定期便等の商品を企画・開発し、販売を実施する。なお、実施内容は提案を基に発注者と協議の上決定する。

(例：定期便サービス、夏野菜の詰め合せセット、様々な品種との食べ比べセットなど)

ア 販売時期や品目選定にあたっては、郡山市産農産物等の旬や特徴を考慮し、ターゲット層に向けて訴求力の高い内容で提案すること。

イ EC サイトや販売ページには、消費者に郡山市産農産物等の独自性や背景を理解してもらい、購買意欲を高めることを目的に、生産者の取組み紹介や郡山市産農産物等の魅力を掲載し、ストーリー性を積極的に発信すること。また、より多くの生産者の取組みを紹介するため、本市「フロンティアファーマーズ」ウェブサイト (<https://lit.link/koriyamafarmers>) へ誘導する仕組みを設けること。

ウ 商品発送時には、郡山市産農産物等、；の魅力紹介や生産者からのメッセージなどを同封するなど、消費者との直接的なコミュニケーションを図ること。

エ 販売促進の一環として、SNS や WEB 媒体等を活用した PR 活動を実施し、情報発信に必要な画像・文章などの素材作成を行うこと。作成に際しては、発注者に事前相談のうえ進めること。

オ 生産者個人の宣伝やPRに偏らないよう配慮し、郡山市全体のブランド価値向上を図る商品構成とすること。

(2) キャンペーン等の実施

郡山市産農産物等の認知拡大と購入促進を同時に実現するため、送料割引等の施策を実施し、購入のハードル低減と販促強化を図る。なお、実施内容は提案を基に発注者と協議の上決定する。

ア キャンペーン等の効果が一部の生産者に偏らないよう配慮し、方法について提案すること。

イ キャンペーンの実施時期は、農産物の旬や品目を考慮し、最大限の効果が見込めるタイミングで提案すること。なお、キャンペーンは年に2回以上実施することを基本とする。

ウ 効果的な広告展開を目的に、SNS 及び WEB 媒体等を活用した PR 施策を実施し、必要な画像や文章などの情報発信素材を作成すること。素材作成にあたっては、発注者との事前協議を行うこと。

(3) 企画提案業務

上記(1)、(2)のほか、本業務に価値を付加するもの等、提案上限価格の範囲内で本業務の目的に沿う実施可能な企画を提案することができる。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提出書類

受注者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を本市の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) その他本市が必要と認める書類

5 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。なお、発注者との連絡についても原則としてこの業務責任者を通して行うものとする。

(2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

(3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

- (4) 本業務において受注者が取り扱う個人情報については、発注者の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年郡山市条例第31号)等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講じること。
- (5) 受注者等が所有する写真、映像等を使用する場合には、著作権及び肖像権等に注意の上、自らの責任において使用すること。
- (6) 受注者は、本業務の履行に際し、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

6 協議

本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。